

第4章 その他

1 扶助・減免

	公費	介護給付	総合事業	絆サポート	元気アップリハ
生活保護法における介護扶助	都	○	○	○	○
中国残留邦人	都	○	○	—	—
原子爆弾被爆者	都	○	○	—	—
東日本大震災負担割合減免	区	○	○	—	—
社会福祉法人減免	区	○	○	—	—

生活保護法における介護扶助

従前の予防給付と同様の仕組みであり、扶助対象となります。担当ワーカーに確認してください。
絆サポート、元気アップリハも対象です。提供者から利用者へ申請用紙が渡されます。

中国残留邦人

従前の予防給付と同様の仕組みであり、扶助対象となります。担当ワーカーに確認してください。

原子爆弾被爆者助成

助成範囲は、予防給付と同様です。

対象者：訪問型サービス…被爆者健康手帳+訪問介護利用助成受給資格認定証を提示した方
通所型サービス…被爆者健康手帳を提示した方

※ 提供事業者は、区からA 2/A 6の事業者指定が必要となります。

助成制度に該当する方へサービスを提供する事業者は、介護保険課指定担当 03-5744-1651へお問い合わせください。

東日本大震災負担割合減免・社会福祉法人減免

まずは、介護保険課給付担当 03-5744-1622へお問い合わせください。

Q

&

A

問) 被爆者健康手帳を提示し、総合事業サービスを利用される方の請求方法はどちらがよいのか。

答) ①提供事業者は、A 2（訪問）、A 6（通所）の事業者指定を受けていただきます。

介護保険課指定担当に指定申請を行っていただきます。

②指定後、対象者の方のサービス費の請求は、A 2/A 6のサービスコード請求していただきます。

※A 3・A 7で請求を行うと、被爆者助成が適用されませんので、ご注意ください。